

接続約款変更届出書

令和8年2月20日

総務大臣 殿

郵便番号 〒108-8618  
住所 東京都港区高輪2丁目21番1号  
氏名 UQコミュニケーションズ株式会社  
代表取締役社長 佐々木 正見

登録年月日 平成20年7月1日  
登録番号 第335号  
法人番号 2010401075423  
連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和8年3月1日
------	----------

## 電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備との接続に係る接続約款の新旧対照

新	旧
<p>第 1 条～第 5 条 (略)</p> <p>(準用の除外)</p> <p>第 6 条 特定携帯電話事業者約款の規定のうち、第 4 条(直収パケット接続事業者の料金及び技術的条件等)、第 6 条(標準的な接続箇所)表中(1)中継交換機の伝送装置及び(3)文字メッセージ通信用信号変換装置の伝送装置、第 5 5 条(ローミングに係る譲渡の承認)、第 6 5 条(従量制の網使用料の支払義務)、第 6 8 条(手続費の支払義務)第 1 項第 1 号及び第 2 号、第 6 8 条の 2 (電話ユニバーサルサービス料の支払義務)、第 6 8 条の 2 の 3 (電話リレーサービス料の支払義務)、第 6 9 条(従量制の網使用料の計算方法)、第 7 0 条(通信時間の測定等)、第 7 5 条(接続料金の遡及適用)第 1 項、第 8 0 条(債権譲受)、第 8 1 条(債権譲渡)、第 9 0 条(ローミングに係る特例)、第 9 6 条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)、料金表通則(料金等の臨時減免)、料金表第 1 表接続料金第 1 網使用料 2 料金額における 2-1 端末接続機能、2-2 MNP 転送機能、2-6 文字メッセージ通信接続機能(携帯電話)、<u>2-6 の 2 文字メッセージ通信接続機能(衛星直接通信)</u>、料金表第 2 表工事費 2 工事費の額 2-1 工事費表中(1)トランスレータ変更工事費、料金表第 3 表手続費表中(1)料金回収手続費、(2)債権譲受手続費及び(3)お客様情報照会書作成手続費は、この約款に準用しません。</p> <p>2 前項のほか、特定携帯電話事業者約款の規定のうち別表 1 接続により提供する機能 1-1 基本接続機能については、LTE 直収パケット接続機能(携帯電話・BWA 電波連携分)、LTE 直収パケット接続機能(LPWA、携帯電話・BWA 電波連携分)、5G(NSA 方式)直収パケット接続機能(携帯電話・BWA 電波連携分)、直収パケット接続回線管理機能以外は、この約款に準用しません。また、別表 1 接続により提供する機能 1-2 個別占有的接続機能については、LTE 直収パケット接続装置機能(携帯電話・BWA 電波連携分)、LTE 直収パケット接続装置機能(LPWA、携帯電話・BWA 電波連携分)、5G(NSA 方式)直収パケット接続装置機能(携帯電話・BWA 電波連携分)、LTE GTP 接続利用機能(携帯電話・BWA 電波連携分)、LTE GTP 接続利用機能(LPWA、携帯電話・BWA 電波連携分)、5G(NSA 方式)GTP 接続利用機能(携帯電話・BWA 電波連携分)以外は、この約款に準用しません。</p> <p>3 前 2 項のほか、特定携帯電話事業者約款の規定のうち別表 2 接続形態 2-1 接続形態表については、<del>項番 A 19-1 以外</del>及び<u>2-2 IP 音声接続に係る接続形態表</u>は、この約款に準用しません。</p> <p>(準用の一部除外)</p> <p>第 7 条 特定携帯電話事業者約款の規定のうち、第 6 4 条(料金等)、第 7 1 条(料金等の支払い)における電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料に係る規定は、この約款に準用しません。</p>	<p>第 1 条～第 5 条 (略)</p> <p>(準用の除外)</p> <p>第 6 条 特定携帯電話事業者約款の規定のうち、第 4 条(直収パケット接続事業者の料金及び技術的条件等)、第 6 条(標準的な接続箇所)表中(1)中継交換機の伝送装置及び(3)文字メッセージ通信用信号変換装置の伝送装置、第 5 5 条(ローミングに係る譲渡の承認)、第 6 5 条(従量制の網使用料の支払義務)、第 6 8 条(手続費の支払義務)第 1 項第 1 号及び第 2 号、第 6 8 条の 2 (ユニバーサルサービス料の支払義務)、第 6 8 条の 2 の 2 (電話リレーサービス料の支払義務)、第 6 9 条(従量制の網使用料の計算方法)、第 7 0 条(通信時間の測定等)、第 7 5 条(接続料金の遡及適用)第 1 項、第 8 0 条(債権譲受)、第 8 1 条(債権譲渡)、第 9 0 条(ローミングに係る特例)、第 9 6 条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)、料金表通則(料金等の臨時減免)、料金表第 1 表接続料金第 1 網使用料 2 料金額における 2-1 端末接続機能、2-2 MNP 転送機能、2-6 文字メッセージ通信接続機能、料金表第 2 表工事費 2 工事費の額 2-1 工事費表中(1)トランスレータ変更工事費、料金表第 3 表手続費表中(1)料金回収手続費、(2)債権譲受手続費及び(3)お客様情報照会書作成手続費は、この約款に準用しません。</p> <p>2 前項のほか、特定携帯電話事業者約款の規定のうち別表 1 接続により提供する機能 1-1 基本接続機能については、LTE 直収パケット接続機能(携帯電話・BWA 電波連携分)、LTE 直収パケット接続機能(LPWA、携帯電話・BWA 電波連携分)、5G(NSA 方式)直収パケット接続機能(携帯電話・BWA 電波連携分)、直収パケット接続回線管理機能以外は、この約款に準用しません。また、別表 1 接続により提供する機能 1-2 個別占有的接続機能については、LTE 直収パケット接続装置機能(携帯電話・BWA 電波連携分)、LTE 直収パケット接続装置機能(LPWA、携帯電話・BWA 電波連携分)、5G(NSA 方式)直収パケット接続装置機能(携帯電話・BWA 電波連携分)、LTE GTP 接続利用機能(携帯電話・BWA 電波連携分)、LTE GTP 接続利用機能(LPWA、携帯電話・BWA 電波連携分)、5G(NSA 方式)GTP 接続利用機能(携帯電話・BWA 電波連携分)以外は、この約款に準用しません。</p> <p>3 前 2 項のほか、特定携帯電話事業者約款の規定のうち別表 2 接続形態 2 接続形態表については、<del>項番 A 19-1 以外</del>は、この約款に準用しません。</p> <p>(準用の一部除外)</p> <p>第 7 条 特定携帯電話事業者約款の規定のうち、第 6 4 条(料金等)、第 7 1 条(料金等の支払い)におけるユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料に係る規定は、この約款に準用しません。</p>

新	旧
<u>附則（令和8年2月20日 25-UQ 涉-006号）</u> <u>この約款は 令和8年3月1日から実施します。</u>	

## 電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備との接続に係る接続約款の新旧対照

新	旧
<p>(料金等)</p> <p>第 64 条 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者が設定する接続料は、料金及び工事又は手続きに関する費用とします。</p> <p>2 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者が設定する料金は、料金表第 1 表（接続料金）に規定する接続料金とし、これを網使用料及び網改造料に分類します。</p> <p>3 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者が設定する接続において必要となる工事又は手続きに関する費用は、料金表第 2 表（工事費）又は第 3 表（手続費）に規定する工事費又は手続費とします。</p> <p>4 前 3 項に規定する料金及び費用のほか、当社は電話ユニバーサルサービス料、<u>ブロードバンドユニバーサルサービス料</u>、電話リレーサービス料、a u I C カードの貸与に係る費用及び e S I M サービスの利用に係る費用を設定します。</p> <p>(略)</p> <p>(定額制の網使用料の支払義務)</p> <p>第 65 条の 2 当社の第 2 種指定電気通信設備若しくは当社の第 2 種指定電気通信設備及び特定 BWA 事業者の第 2 種指定電気通信設備との接続において定額制の網使用料の支払いを要する電気通信事業者は、第 57 条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表 2 第 4 表（網使用料支払事業者）及び備考欄に規定するところによります。</p> <p>2 前項の規定により支払いを要することとなる協定事業者は、第 69 条の 2（定額制の網使用料、<u>電話ユニバーサルサービス料</u>、<u>ブロードバンドユニバーサルサービス料</u>及び電話リレーサービス料の計算方法）の規定に基づいて算定した定額制の網使用料を支払うことを要します。</p> <p>(略)</p> <p>第 3 節の 2 <u>電話ユニバーサルサービス料</u>、<u>ブロードバンドユニバーサルサービス料</u>及び電話リレーサービス料の支払義務</p> <p>(電話ユニバーサルサービス料の支払義務)</p> <p>第 68 条の 2 協定事業者は、第 65 条の 2（定額制の網使用料の支払義務）第 1 項の規定に基づき別表 1（接続により提供する機能）に規定する直取パケット接続回線管理機能、O O X Y 自動接続回線管理機能又は直取パケット接続サービス制御装置連携機能の支払いを要する場合には、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者</p>	<p>(料金等)</p> <p>第 64 条 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者が設定する接続料は、料金及び工事又は手続きに関する費用とします。</p> <p>2 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者が設定する料金は、料金表第 1 表（接続料金）に規定する接続料金とし、これを網使用料及び網改造料に分類します。</p> <p>3 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者が設定する接続において必要となる工事又は手続きに関する費用は、料金表第 2 表（工事費）又は第 3 表（手続費）に規定する工事費又は手続費とします。</p> <p>4 前 3 項に規定する料金及び費用のほか、当社はユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、a u I C カードの貸与に係る費用及び e S I M サービスの利用に係る費用を設定します。</p> <p>(略)</p> <p>(定額制の網使用料の支払義務)</p> <p>第 65 条の 2 当社の第 2 種指定電気通信設備若しくは当社の第 2 種指定電気通信設備及び特定 BWA 事業者の第 2 種指定電気通信設備との接続において定額制の網使用料の支払いを要する電気通信事業者は、第 57 条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表 2 第 4 表（網使用料支払事業者）及び備考欄に規定するところによります。</p> <p>2 前項の規定により支払いを要することとなる協定事業者は、第 69 条の 2（定額制の網使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の計算方法）の規定に基づいて算定した定額制の網使用料を支払うことを要します。</p> <p>(略)</p> <p>第 3 節の 2 ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払義務</p> <p>(ユニバーサルサービス料の支払義務)</p> <p>第 68 条の 2 協定事業者は、第 65 条の 2（定額制の網使用料の支払義務）第 1 項の規定に基づき別表 1（接続により提供する機能）に規定する直取パケット接続回線管理機能、O O X Y 自動接続回線管理機能又は直取パケット接続サービス制御装置連携機能の支払いを要する場合には、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者</p>

新	旧
<p>対して電話ユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、特定携帯電話サービス契約約款又はL PWA 契約約款に規定する電話ユニバーサルサービス料の適用除外に該当するときは、その支払いを要しません。なお、直収パケット接続サービス制御装置連携機能を利用する場合であって、協定事業者（MVNOサービスを提供する者に限ります。）自らが電気通信番号を取得する場合には、この限りではありません。</p> <p>2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要する電話ユニバーサルサービス料の料金額は、特定携帯電話サービス契約約款又はL PWA 契約約款に規定する電話ユニバーサルサービス料に相当する額とします。</p> <p>3 協定事業者は、その暦月の末日において、第1項に係る機能の提供を受けている場合、第2項に定める電話ユニバーサルサービス料の支払いを要します。</p> <p><u>（ブロードバンドユニバーサルサービス料の支払義務）</u></p> <p><u>第68条の2の2 協定事業者は、第65条の2（定額制の網使用料の支払義務）第1項の規定に基づき別表1（接続により提供する機能）に規定する直収パケット接続回線管理機能、O O X Y 自動接続回線管理機能又は直収パケット接続サービス制御装置連携機能の支払いを要する場合には、当社若しくは当社及び特定BWA事業者に対してブロードバンドユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、O O X Y 自動接続回線管理機能の支払いを要する場合でも直収パケット接続機能の提供を受けていないとき又は特定携帯電話サービス契約約款若しくはL PWA 契約約款に規定するブロードバンドユニバーサルサービス料の適用除外に該当するときは、その支払いを要しません。また、提供する役務が事業法施行規則第40条の7の2に定める高速度データ伝送電気通信役務に該当する場合は、当該役務については支払いを要しません。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要するブロードバンドユニバーサルサービス料の料金額は、特定携帯電話サービス契約約款又はL PWA 契約約款に規定するブロードバンドユニバーサルサービス料に相当する額とします。</u></p> <p><u>3 協定事業者は、その暦月の末日において、第1項に係る機能の提供を受けている場合、第2項に定めるブロードバンドユニバーサルサービス料の支払いを要します。</u></p> <p><u>（電話リレーサービス料の支払義務）</u></p> <p>第68条の2の3 協定事業者は、第65条の2（定額制の網使用料の支払義務）第1項の規定に基づき別表1（接続により提供する機能）に規定する直収パケット接続回線管理機能、O O X Y 自動接続回線管理機能又は直収パケット接続サービス制御装置連携機能の支払いを要する場合には、当社若しくは当社及び特定BWA事業者に対して電話リレーサービス料の支払いを要します。ただし、特定携帯電話サービス契約約款又はL PWA 契約約款に規定する電話リレーサービス料の適用除外</p>	<p>対してユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、特定携帯電話サービス契約約款又はL PWA 契約約款に規定するユニバーサルサービス料の適用除外に該当するときは、その支払いを要しません。</p> <p>なお、直収パケット接続サービス制御装置連携機能を利用する場合であって、協定事業者（MVNOサービスを提供する者に限ります。）自らが電気通信番号を取得する場合には、この限りではありません。</p> <p>2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要するユニバーサルサービス料の料金額は、特定携帯電話サービス契約約款又はL PWA 契約約款に規定するユニバーサルサービス料に相当する額とします。</p> <p>3 協定事業者は、その暦月の末日において、第1項に係る機能の提供を受けている場合、第2項に定めるユニバーサルサービス料の支払いを要します。</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>（電話リレーサービス料の支払義務）</u></p> <p>第68条の2の2 協定事業者は、第65条の2（定額制の網使用料の支払義務）第1項の規定に基づき別表1（接続により提供する機能）に規定する直収パケット接続回線管理機能、O O X Y 自動接続回線管理機能又は直収パケット接続サービス制御装置連携機能の支払いを要する場合には、当社若しくは当社及び特定BWA事業者に対して電話リレーサービス料の支払いを要します。ただし、特定携帯電話サービス契約約款又はL PWA 契約約款に規定する電話リレーサービス料の適用除外</p>

新	旧
<p>に該当するときは、その支払いを要しません。</p> <p>なお、直収パケット接続サービス制御装置連携機能を利用する場合であって、協定事業者（MVNOサービスを提供する者に限ります。）自らが電気通信番号を取得する場合については、この限りではありません。</p> <p>2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要する電話リレーサービス料の料金額は、特定携帯電話サービス契約約款又はLPWA契約約款に規定する電話リレーサービス料に相当する額とします。</p> <p>3 協定事業者は、その暦月の末日において、第1項に係る機能の提供を受けている場合、第2項に定める電話リレーサービス料の支払いを要します。</p> <p>(略)</p> <p>(定額制の網使用料、<u>電話ユニバーサルサービス料</u>、<u>ブロードバンドユニバーサルサービス料</u>及び電話リレーサービス料の計算方法)</p> <p>第69条の2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、定額制の網使用料、<u>電話ユニバーサルサービス料</u>、<u>ブロードバンドユニバーサルサービス料</u>及び電話リレーサービス料は暦月に従って計算します。</p> <p>2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、別表1（接続により提供する機能）に規定するLTE直収パケット接続機能、LTE直収パケット接続機能（LPWA）、LTE直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）、LTE直収パケット接続機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）、又は5G（NSA方式）直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）に係る定額制の網使用料について、第65条の2（定額制の網使用料の支払義務）第3項及び第4項の規定に該当するときは、定額制の網使用料について、その利用した暦日数に応じて日割りを行います。この場合において、第65条の2（定額制の網使用料の支払義務）第4項に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。</p> <p>(略)</p> <p>(料金等の支払い)</p> <p>第71条 協定事業者は、料金等（接続料金、工事費、手続費、割増金、預託金、延滞利息、<u>電話ユニバーサルサービス料</u>、<u>ブロードバンドユニバーサルサービス料</u>、<u>電話リレーサービス料</u>、auICカードの貸与に係る費用、eSIMサービスの利用に係る費用、業務支援システムの利用に係る費用又は業務支援端末の貸与に係る費用をいいます。以下同じとします。）について、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。</p>	<p>に該当するときは、その支払いを要しません。</p> <p>なお、直収パケット接続サービス制御装置連携機能を利用する場合であって、協定事業者（MVNOサービスを提供する者に限ります。）自らが電気通信番号を取得する場合については、この限りではありません。</p> <p>2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要する電話リレーサービス料の料金額は、特定携帯電話サービス契約約款又はLPWA契約約款に規定する電話リレーサービス料に相当する額とします。</p> <p>3 協定事業者は、その暦月の末日において、第1項に係る機能の提供を受けている場合、第2項に定める電話リレーサービス料の支払いを要します。</p> <p>(略)</p> <p>(定額制の網使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の計算方法)</p> <p>第69条の2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、定額制の網使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は暦月に従って計算します。</p> <p>2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、別表1（接続により提供する機能）に規定するLTE直収パケット接続機能、LTE直収パケット接続機能（LPWA）、LTE直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）、LTE直収パケット接続機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）、又は5G（NSA方式）直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）に係る定額制の網使用料について、第65条の2（定額制の網使用料の支払義務）第3項及び第4項の規定に該当するときは、定額制の網使用料について、その利用した暦日数に応じて日割りを行います。この場合において、第65条の2（定額制の網使用料の支払義務）第4項に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。</p> <p>(略)</p> <p>(料金等の支払い)</p> <p>第71条 協定事業者は、料金等（接続料金、工事費、手続費、割増金、預託金、延滞利息、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、auICカードの貸与に係る費用、eSIMサービスの利用に係る費用、業務支援システムの利用に係る費用又は業務支援端末の貸与に係る費用をいいます。以下同じとします。）について、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。</p>

新	旧
<p>2 料金等の請求又は支払方法については、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が協定事業者と協議の上定める料金事務処理確認事項又は個別建設契約、接続用ソフトウェア開発契約若しくはその他の工事に係わる契約に規定します。</p> <p>(略)</p> <p><u>附則（令和8年2月20日K相接S 0072及びOCT技第25-175号）</u>  <u>（実施時期）</u>  <u>1 この改正規定は、令和8年3月1日から実施します。</u></p>	<p>2 料金等の請求又は支払方法については、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が協定事業者と協議の上定める料金事務処理確認事項又は個別建設契約、接続用ソフトウェア開発契約若しくはその他の工事に係わる契約に規定します。</p> <p>(略)</p>